第１回黒部市都市計画審議会
日時：令和８年 10 月２日（金）午後２時 00 分～
会場：黒部市役所２階　201・202 会議室

１　開会
２　挨拶（市長）
３　会長の選出
４　報告事項

委員の紹介
（事務局）
　まず、黒部市都市計画審議会条例第３条第２項第１号に規定する学識経験を有する者として委嘱された委員の皆様です。
（省略）
次に、条例第３条第２項第２号に規定する市議会議員として委嘱された委員の皆様です。
（省略）
続きまして、条例第３条第２項第３号に規定する関係行政機関の職員として委嘱された委員の皆様です。
（省略）
以上の 10 名でございます。

審議会の成立
（事務局）本日の審議会には９名のご出席をいただいており、黒部市都市計画審議会条例第６条第１項に規定する定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

会長の選出
（事務局）都市計画審議会の会長の選出につきましては、黒部市都市計画審議会条例第５条の規定により、「学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の互選により定める」となっております。
　従いまして、審議会委員名簿に掲載の学識経験を有する者５名の委員より、互選により会長を選出することになります。選出にあたっては、推薦による方法を取らせていただきたいと思いますが、よろしければ、委員の皆様において、学識経験者の中から、どなたか会長にご推薦をいただけないでしょうか。

（委員）坂井委員は、県の都市計画行政に長く携わられ、現在も他市の都市計画審議会会長を務めておられます。今後、黒部市では用途地域の見直しを含め、市単独ではなく広域的な視点から検討すべき課題も増えてくると思います。そのような観点からも、坂井委員に会長をお願いするのが適任ではないかと思います。

（事務局）ただ今、〇〇委員より、坂井委員が会長に適任ではないかとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

（委員）異議なし。

（事務局）異議なしとの声がありましたので、坂井委員に会長をお願いしたいと思います。
会長におかれましては、議長席に移動していただき、一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

（会長）挨拶（省略）。

（事務局）会長、ありがとうございました。
会長が決定いたしましたので、黒部市都市計画審議会条例第５条の規定により、会長の職務代理者についてもあらかじめ選出しておきたいと存じます。会長、どなたか指名はございますか。

（会長）多くの自治体の委員会で委員をされており、幅広い見識をお持ちの〇〇委員が適任と思いますが、いかがでしょうか。

（事務局）ただ今、会長から、〇〇委員が職務代理に適任ではないかとの意見がございましたが、いかがでしょうか。

（委員）異議なし。

（事務局）異議なしとの声がありましたので、〇〇委員に会長の職務代理をお願いしたいと思います。

報告事項第１号　今後の審議予定案件及び審議スケジュールについて

＜事務局説明＞

（会長）今後の審議予定案件及びスケジュールについて、説明していただきましたが、ご意見あるいはご質問がある方は挙手の上、発言をお願いします。
意見等はないようですが、今説明されたスケジュールについては、現時点のものであり、内容によっては前後することもあるということでお願いします。
では、次の報告事項第２号、黒部市都市計画マスタープランの見直し（中間報告）について事務局からご説明をお願いします。

報告事項第２号　黒部市都市計画マスタープランの見直し（中間報告）について

＜事務局説明＞
（会長）　ありがとうございました。今回初めて審議員になられた方もおり、また専門用語がたくさん出てきて、難しい内容であり、理解しにくい不明な点も多々あったと思いますが、質問に入る前に私から２点確認したいと思います。
　まず１点目、資料４のあいの風黒部駅周辺の図面で赤丸に囲ってある部分について、用途地域変更を検討する箇所ということで書かれていると思いますが、凡例の赤着色の商業地域とは別の意味という認識でよろしいでしょうか。

（事務局）その通りです。商業地域の色塗りとは別の意味です。

（会長）ありがとうございます。次に２点目、本審議会の下に検討委員会というものがありますが、この都市計画マスタープランの詳細内容については、検討委員会で決定されるという認識でよろしいでしょうか。
（事務局）その通りです。今回の審議会でも委員でおられる髙栁委員が委員長をされており、都市計画マスタープランの詳細について、検討する会議です。

（会長）ありがとうございます。今回委員となられるのが初めての方も多いので、確認させていただきました。都市計画マスタープランについては、この都市計画審議会の前に検討委員会で審議いただく仕組みとなっているということでご理解いただければと思います。
　では、今お聞きしたことを踏まえた上で、ご意見あるいはご質問がある方は挙手の上、発言をお願いします。

（委員）１点ありますが、すべてを維持していくのはなかなか難しい中で各拠点を定め、その拠点を結んで整備していくという考えがありました。この計画の策定が年度末ということで、ここに深く関わってくるのが、富山地方鉄道の存廃の話です。その点はどうお考えでしょうか。

（事務局）富山地方鉄道の存廃に関しては、県が窓口となり協議を進めているところです。鉄道については、まちづくりと切り離せないものと考えています。その上で、富山地方鉄道の利用促進などを本計画や立地適正化計画に盛り込んでいくことを現時点では考えています。

（委員）基本的には今あるものを利用していくということでしょうか。

（事務局）今あるものをより使っていただけるよう検討していくことになると考えています。

（会長）回答があったように鉄道などの公共交通は、まちづくりには欠かせないものです。特に富山市が進めているコンパクトプラスネットワークの考え方は全国的な流れです。
今後、地鉄の話は全く別次元で検討が進んでいくものと考えられるが、本計画に深く関わる事項として、注意深く、慎重に計画を策定していくことでお願いします。

（委員）資料２と資料３にある主な生活拠点の定義を確認したいです。

（事務局）大きな考えとして、人口減少・高齢化が進んでいく中で、まずは中心市街地に人口を集中させ、各拠点に賑わい等をもたせるようなメリハリのあるまちづくりをしていく考えがあります。
一方で、中心市街地などの大きな拠点以外で付近に商業施設などがあり、生活がその部分で成り立っているものを生活拠点としました。ここには居住は誘導しないが、これまでの生活を守り、維持していくような地域拠点という考え方です。

（委員）生地駅周辺には商業施設はないですが、どのようにお考えでしょうか。これはI-TOWNを意識しているのでしょうか。
また、資料２の７ページの生活拠点の丸ですが、生地駅周辺か、それとも石田地区か曖昧なところに丸が付いていますが、意味はありますか。

（事務局）生地駅については、I-TOWNもありますが、あいの風とやま鉄道の周辺ということで、今現在は商業施設がないですが、長い目で見て、利便性の向上を図っていくという意味で生活拠点に位置付けています。
資料２の７ページの表記については、あくまでもイメージであり、資料内で整合を図ることとします。

（委員）今の話は単に資料の表記の仕方であり、特に問題ないですが、その地域に住んでいる方が、今後何も整備されない地域なのだな、この地域から出て行けということかなど誤解をもたれる方がいるかもしれないので敢えて質問しました。

（会長）黒部市では三日市、石田、生地の３つの市街地を都市計画の拠点として、まちづくりが進められてきた経緯があります。それを踏まえると疎外感を感じる方もいると思います。
資料の表記については、誤解のされないように注意する必要がありますので、今後資料の作成の際にはご配慮いただければと思います。その他、意見ご質問はないでしょうか。
都市計画の中にはいくつも計画があるわけですが、都市計画マスタープランについては、先ほども説明のあった検討委員会で詳細を決めていただいて、〇〇委員から発言のあった富山地方鉄道のスケジュールなども見極めながら進めていただいて、その辺の整合性が取れてくれば来年の１月くらいにまた皆様にご提示するということで進めます。
この場では聞きにくいこともあるかもしれませんので、お気付きの点などがあれば直接、事務局にお伝えいただければと思います。

本日の報告事項は以上になりますが、その他ということで都市計画の全般において、意見があればどうぞお願いします。

（委員）今後、計画についてパブリックコメントをされると思うが、その周知の方法について、市民に幅広く知っていただくためにどのように工夫をされるお考えでしょうか。

（事務局）市の広報か地区振興会での周知を考えていますが、周知方法については、検討委員会でまたご相談します。

（委員）審議会と検討委員会の違いについて、どのような方が委員としておられるのか教えていただければと思います。

（事務局）検討委員会については、委員長は髙栁委員、それから順に申し上げますと黒部市自治振興会連絡協議会、黒部商工会議所、黒部・宇奈月観光局、黒部市社会福祉協議会、黒部青年会議所、商工会議所女性会、農業委員会、黒部まちづくり協議会、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山県都市計画課、新川土木センター入善土木事務所、公募委員２名の以上、14 名の委員から構成されています。

（会長）この検討委員会の資料や議事録については、市ホームページに掲載されているとのことなので、委員の皆様にも簡単に目を通していただければと思います。

（会長）何かご意見ないでしょうか。

（委員）パブリックコメントとあり、住民意見聴取と文言がありますが、どのような手法なのでしょうか。

（事務局）先ほどもあったようにまずは、市ホームページでの公開、窓口での縦覧・閲覧ができるようにし、幅広く市民の目に触れるように広報や市公式ラインなどの SNS での配信も行いたいと考えています。

（会長）パブリックコメント、住民意見聴取というのは、このような計画があることを知っていただくとても重要なものです。是非、工夫していただければと思います。
ひと通りご意見をいただけたので、その他の項目も以上とさせていただきたいと思います。事務局へ進行をお返しします。

以上